

公 告

日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月21日

日出町長 安部 徹也



1 業務の概要

(1) 業 務 名

日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務

(2) 業務内容

日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

(4) 履行場所

日出町町内一円

(5) 提案上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 事務局

住所：〒879-1592

大分県速見郡日出町2974番地1

日出町役場上下水道課

電話：0977-73-3170

FAX：0977-73-0843

Eメール：jyougesui-001@town.hiji.lg.jp

3 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加する提案者（以下「提案者」という。）（複数団体による連合体（以下「共同企業体」という。）又は単体法人とする。共同企業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 日出町競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている

ること又は有資格者名簿に未登録の者は、次に掲げる書類を提出できる者であること。

ア. 印鑑証明書

イ. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ. 国税及び地方税等の納税（完納）証明書

エ. 財務諸表又は決算書、青色申告書又は確定申告の写し

2. 指名停止期間中の者でないこと。

3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

5. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

6. 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でない者であること。

7. 本業務実施にあたり、以下に掲げる技術者を配置できる者であること。なお、配置する各技術者は兼務できない。また、提案者と直接的な雇用関係にある者であること。

ア. 管理技術者及び照査技術者

技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）、総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（下水道）のいずれかの部門）、RCCM（〔上水道及び工業用水道部門〕又は〔下水道部門〕のどちらかの部門）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）に規定する公認会計士又は経営学修士（MBA）の学位を有するもの。ただし、管理技術者と照査技術者とは異なる専門であること。

(2) 共同企業体の資格要件

1. 共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

(ア) 共同企業体が複数の企業により自主的に結成されたものであること。

(イ) 共同企業体の代表者は、出資比率が最大であること。

(ウ) 各構成員が、本業務において参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(エ) 各構成員が、本業務において単独企業として参加していないこと。

2. 共同企業体の代表者を、プロポーザルに参加する代表者とする。

3. 共同企業体の構成員は、その分担業務ごとに、担当技術者を配置するものとし、共同企業体の代表者が、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

4 プロポーザルに係る書類配布

プロポーザルに係る書類は、日出町ホームページから入手するものとする。

5 参加に対する制限

提案者は、1者につき1提案とする。

6 スケジュール

	項 目	期間等
1	公告（日出町 H.P. へ要項等掲載）	令和7年5月21日（水）
2	質問書の提出期間	令和7年5月21日（水）～28日（水）
3	質問書に対する回答	令和7年6月 2日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和7年6月 4日（水）
5	参加資格審査結果の通知	令和7年6月11日（水）
6	企画提案書の提出期間	令和7年6月12日（木）～ 令和7年6月25日（水）
7	事前審査結果の通知 （参加者多数の場合のみ）	令和7年7月 4日（金）
8	企画提案（プレゼンテーション等）	令和7年7月11日（金）
9	本審査結果の通知	令和7年7月16日（水）
9	契約協議・見積書徴収・契約締結等	令和7年7月17日（木）～31日（木）

7 審査方法及び契約候補者の決定方法

各提案者から提出された企画提案書等をもとに、提案内容の詳細説明及び質疑・確認のためヒアリング及びプレゼンテーションを開催し、日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務に関する日出町プロポーザル審査委員会「以下「委員会」という。」による審査、評価、採点及び順位の決定を行い、採点の合計点により最高点の者から順次順位を決定し、最高位者を契約候補者とする。なお、同点の場合は、委員会の協議により決定する。

また、参加者多数の場合は事前審査（書類審査）を行うものとする。

8 その他

（1）本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

（2）提案者が1者のみの場合は、原則として、本プロポーザルを無効として取り止めるものとする。

（3）提出された書類は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外の目的には無断で使用しないものとする。

（4）提出された企画提案書等について、日出町情報公開条例（平成12年日出町条例

第24号)の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（又は部分公開）するものとする。

(5) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上で掲載することとする。

(6) 電子メールの通信事故及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含むものとする。）については、本町はいかなる責任も負わないものとする。

(7) 本公告に定めのない事項については、本町及び審査委員会において協議の上決定するものとする。

(8) その他詳細は「日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務公募型プロポーザル実施要項」による。